

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和2年度 大通交流拠点地下鉄5番出口ガラス天井部修繕業務

## 2 履行場所

地下鉄南北線大通駅5番出口（中央区大通西4丁目、詳細は別紙1のとおり）

## 3 履行期間

契約締結日～令和2年9月30日

## 4 業務の内容

大通交流拠点地下鉄5番出口ガラス天井部における MPG 金属部周りのシーリング材 99 箇所の交換作業を行う。（作業箇所：別紙2参照）なお、交換箇所の詳細については、委託者と詳細な協議を行ったうえで作業を行うこと。

## 5 作業時間

原則、平日の10時～17時の間とする。

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、業務を完全に実施するために、常に適正な人員を配置すること。
- (2) 従事者の中から1名を責任者として定めること。
- (3) 業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は受託者の負担とする。
- (4) 従事者は、清潔な服装で作業にあたるとともに、常に胸部に名札を着用すること。  
また、受託者は従事者に対し、常に身分証明書を携帯させること。
- (5) 業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損し、または破損箇所を発見したときは、直ちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとること。
- (6) 業務の実施に起因して発生した塵芥の保管・分別・塵芥収集者への引き渡しについては、受託者の責任において行うこと。
- (7) 作業の実施にあたっては、従事者及び一般市民の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。
- (8) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受託者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用すること。
- (9) 使用した資機材は、作業完了後持ち帰ること。
- (10) 盗難、火災の発生に注意すること。
- (11) 電気・水道または温水等の使用にあたっては、節約を心がけること。

## 7 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては契約約款に定めるほか、下表に示す書類を作成するとともに、決められた提出期限までに本市業務担当者に提出すること。

名称	部数	提出期限
業務報告書（A4判の報告書とする。また、報告書作成に伴う電子データ一式を電子メールで本市担当者あて送付）	1	業務終了後直ちに
業務完了届	1	業務終了後直ちに

## 8 委託代金の支払い

### (1) 支払回数

1回

### (2) 支払時期

業務完了後に提出される完了届の検査終了後とする。

## 9 業務の履行における環境負荷の低減

本業務の履行においては委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 移動時には、アイドリングストップの実施、必要のない荷物を降ろすなど環境に配慮した運転を心がけること。
- (2) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (3) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (4) 業務に係る用品等は、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

## 10 一般事項

- (1) 受託者は、業務仕様書に従い誠実に履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務上知り得た秘密を本市の許可なくして第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、業務の円滑な進捗をはかるため、十分な数の業務従事者を配置すること。

## 11 その他

- (1) 本業務の実施について、業務仕様書に定められていない事項については、本市業務担当職員との協議によること。
- (2) その他、関係法令を遵守すること。